

藤枝市住宅省エネ設計推進事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市住宅省エネ設計推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

(採択条件等)

第3条 補助金交付の採択条件は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 改修前の状態で省エネ基準を満たす省エネ性能がある住宅の場合にあっては、Z E H水準への改修を行う設計
- (2) 改修前の状態で住宅全体がZ E H水準を満たす省エネ性能を有していないもの。
- (3) 同一の補助対象の住宅に行う補助は、1回を限度とする。

(添付書類)

第4条 要綱第4条の規定による藤枝市住宅省エネ設計推進事業費補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 付近見取図（原則として、縮尺2,500分の1以上の地図）
- (2) 配置図
- (3) 事業に要する費用の見積書の写し
- (4) 現況の住宅の全景写真
- (5) 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書
- (6) その他市長が必要を認める書類

2 要綱第7条第1項の規定による変更承認申請書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 変更内容がわかる書類

3 要綱第9条の規定による完了実績報告書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 省エネ設計で策定した書類（調査資料、改修設計図、工事計画書等）
- (2) B E L S等の評価書の写し（B E L S等の評価・認証を受けるために必要な費用を補助対象経費とした場合）
- (3) 計画策定に要する経費の領収書等の写し

(4) その他市長が必要を認める書類

(完了検査)

第5条 要綱第9条の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを検査し、その内容を完了検査報告書(様式1)に記入する。

2 検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書(様式2)により通知する。

(補助金の取消し)

第6条 前条第2項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取消すものとする。

2 補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年6月1日付け藤建第31号)

この要領は、公示の日から施行する。

完 了 検 査 報 告 書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>藤枝市長 様</p> <p style="text-align: right;">検査員 職・氏名</p> <p>下記のとおり完了検査を報告します。</p>	
事業者	住所 氏名
事業の名称	住宅省エネ設計推進事業
工事場所	藤枝市
設計概要	適合させる省エネレベル <input type="checkbox"/> 省エネ基準 <input type="checkbox"/> ZEH 水準
	改修する範囲 <input type="checkbox"/> 全体改修 <input type="checkbox"/> 部分改修
	改修する内容 <input type="checkbox"/> 既存開口部の改修 <input type="checkbox"/> 躯体等の断熱改修 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システムの設置 <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽の設置 <input type="checkbox"/> 高効率給湯機の設置 <input type="checkbox"/> 節湯水栓の設置 <input type="checkbox"/> 燃料電池システム <input type="checkbox"/> コージェネレーション設備の設置 <input type="checkbox"/> 蓄電池の設置 <input type="checkbox"/> LED照明の設置 <input type="checkbox"/> その他（全体改修に限る）
	設計者 氏名 _____ 資格 _____ 所属名 _____
検査日	検査結果
摘要	

年 月 日

様

藤枝市長



検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで報告のあった藤枝市住宅省エネ設計推進事業について、藤枝市住宅省エネ設計推進事業費補助金交付事務取扱要領第5条による検査の結果、下記の理由により不備が判明しましたので、藤枝市住宅省エネ設計推進事業費補助金交付事務取扱要領第5条第2項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 不備の内容